

相談票を提出される方へ

1 提出方法

- ・相談票は、窓口又は郵便で提出してください。

2 提出先

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市役所 都市整備部 都市計画課 開発指導係宛

3 回答までの期間（標準処理期間）

- ・通常は、受付けた日から2週間後を目安に相談者（提出した方）へ電話により回答をいたします。
なお、書面による回答はしておりませんのでご了承ください。

4 相談内容に関する注意事項

- ・市街化調整区域に建築物の建築を検討している方は、必ず相談票の提出をお願いします。
- ・質問事項に対して回答しますので、できるだけ具体的に、かつわかりやすく詳細に記入してください。
- ・相談票に記載のない事項は回答いたしかねます。
- ・相談内容によっては、書類の追加提出をお願いすることがあります。
- ・添付書類に不足があった場合には、回答が遅れる場合があります。
- ・相談票に対する回答は、開発許可等を担保するものではありません。

5 その他

- ・建築行為を行なう際には、都市計画法・建築基準法以外にも農地法、県条例、市条例などの規制を受ける場合がありますので、詳細については関係法令の担当部署へお問合せください。